

○津幡町墓地公園条例

昭和 51 年 6 月 25 日

条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、墓地公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 墓地公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 津幡町鷹の松墓地公園 津幡町字庄い 1 番
- (2) 津幡町鷹の松南墓地公園 津幡町字庄ワ 32 番 1

(施設)

第 3 条 墓地公園の施設(以下「墓地施設」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 一般墓地
- (2) 合葬式墓地
  - ア 納骨堂
  - イ 埋葬室
- (3) 墓石供養所その他附属施設

(使用許可)

第 4 条 墓地施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 合葬式墓地の使用は、1 人につき 1 体分の申請とする。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の資格)

第 5 条 墓地施設を使用しようとする者は、本町に住所を有する者でなければならない。

ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の制限)

第 6 条 町長は、[第4条](#)の使用を許可する場合は、必要な条件を付し、又は場所等を指定することができる。

2 町長は、墓地施設の管理上必要な措置をさせることができる。

(墓地施設の使用料)

第 7 条 墓地施設の使用料は、使用許可の際、全額納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、期間を定めて分割納付することができる。

2 使用料は永代使用料とし、その額は[別表第1](#)から[別表第3](#)までのとおりとする。

3 [第5条ただし書](#)の規定により、本町外に住所を有する者の使用を許可するときの使用料は、[前項](#)の額の 3 割増とする。

(使用料の減免)

第 8 条 町長は、特別の理由があると認めるときは、[前条](#)の使用料を減免することができる。

(管理料)

第 9 条 一般墓地の利用者は、清掃その他墓の維持管理に要する経費として、町長の定める管理料を納付しなければならない。

2 [前項](#)の管理料の額は、[別表第1](#)のとおりとし、納付すべき一般墓地の管理料は、3年分を一括納付しなければならない。ただし、これにより難しいものと町長が認める場合は、1年ごとに納付することができる。

(届出義務)

第10条 一般墓地及び納骨堂の利用者は、住所、氏名その他使用許可書の記載事項に異動が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

2 合葬式墓地の利用者は、埋蔵する日が決定したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(使用権の承継)

第11条 死亡その他の事由により、一般墓地及び納骨堂の使用権を承継しようとするときは、その者に代って祭祀を主宰するものが使用許可書持参の場合に限り、町長の定めるところにより、許可を受けて承継することができる。

(使用場所の移転等)

第12条 一般墓地の管理又は公共事業執行等のため必要があると認めるときは、町長は、使用場所の指定、移転又は返還を命ずることができる。

(使用場所の返還)

第13条 一般墓地の使用の必要がなくなったとき、又は使用許可を取り消されたときは、使用場所を原状に復して返還しなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。

(使用許可の取消し)

第14条 [次の各号](#)のいずれかに該当するときは、町長は、その使用の許可を取り消すことができる。

(1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。

(2) 使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。

(3) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反し、町長の指示に従わないとき。

(使用権の消滅)

第15条 [次の各号](#)のいずれかに該当するときは、一般墓地の使用権は消滅する。

(1) 利用者の死亡後5年以内において[第11条](#)による使用権の承継を受ける者がいないとき。

(2) 利用者が住所不明のまま20年を経過したとき。

2 町長は、一般墓地の使用権が消滅したときは、墳墓又は碑石形像類を一定の場所に改葬又は移転することができる。

(合葬式墓地における埋蔵の方法等)

第16条 合葬式墓地における埋蔵は、[次の各号](#)のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 現に焼骨を所持しているものにあつては、使用許可のあつた日から10年を経過する日まで納骨堂の納骨棚(以下「納骨棚」という。)に保管後、埋葬室にて埋葬する。

(2) 焼骨を所持していないものにあつては、使用許可に係る焼骨の納骨をした日から10年を経過する日まで納骨棚に保管後、埋葬室にて埋葬する。

(3) 使用許可のあつた日から埋葬室にて埋葬する。

(納骨堂における収蔵期間の延長)

第 17 条 納骨堂における収蔵期間は、延長することができる。

- (1) 延長期間は、10 年とする。
- (2) [前号](#)の規定による延長をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。
- (3) [前号](#)の許可を受けた者は、[別表第3](#)に掲げる使用料を納付しなければならない。
- (4) 既納の納骨堂使用延長料金は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(合葬式墓地の使用制限等)

第 18 条 合葬式墓地には使用許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができる。

- 2 納骨堂及び埋葬室には、合葬式墓地の管理その他事業執行上必要な場合を除き、立ち入ることができない。
- 3 納骨棚に収蔵する焼骨の容器(以下「骨壺」という。)は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。
- 4 合葬式墓地以外の墓地から合葬式墓地に改葬する場合は、[前項](#)の容器 1 個に収容できる量を限度として、一体として納骨することができる。
- 5 合葬式墓地に埋蔵できる焼骨は、分骨でないものに限る。

(収蔵位置の変更)

第 19 条 町長は、合葬式墓地の管理その他事業執行上必要と認めるときは、焼骨を他の納骨棚に収蔵することができる。

(焼骨の返還等)

第 20 条 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、返還しない。

- 2 [前項](#)の規定に関わらず、納骨堂に収蔵されている焼骨については、使用許可のあった日又は使用許可に係る焼骨の納骨をした日から 10 年を経過するまでの間に、使用者又はその祭祀を行う者から焼骨の返還を求める旨の申出があったときは、当該焼骨を返還するものとする。
- 3 使用者は、納骨堂に当該使用許可に係る焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓地を使用する必要がなくなったときは、速やかに町長に使用許可の取消しを届けなければならない。

(骨壺の搬出)

第 21 条 合葬式墓地において、参拝者は骨壺を献花台に搬出することを依頼できる。

- 2 [前項](#)に規定する骨壺の搬出に関する届出等については、規則で定める。

(骨壺搬出の手数料)

第 22 条 参拝に伴う骨壺の搬出を依頼する者は、[別表第4](#)に掲げる手数料を納付しなければならない。

(墓碑名札)

第 23 条 使用者は、合葬式墓地に埋蔵された者又は自己の使用を目的とする使用許可を受けた者の氏名等を墓碑名札に刻字することを求めることができる。

- 2 [前項](#)に規定する名札の使用に関する届出等については、規則で定める。

(墓碑名札の使用料)

第 24 条 墓碑名札の使用許可を受けた者は、[別表第5](#)に掲げる使用料を納付しなければならない。

(損害負担)

第 25 条 使用許可後に生じた墓碑その他設備に関する損害については、町は賠償の責は負わない。

(規則への委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 12 月 22 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 6 月 25 日条例第 18 号)

この条例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 15 日条例第 18 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 14 日条例第 10 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 14 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 8 月 1 日から平成 35 年 7 月 31 日までの減免特例)

2 平成 30 年 8 月 1 日から平成 35 年 7 月 31 日までに限り、施行日から 5 年以内に一般墓地区画を返還した場合は、第 7 条第 2 項に掲げる下表の使用料を全額減免する。

使用許可のあった日から 10 年間納骨堂での保管を経て埋葬室に埋蔵する場合	1 体	15 万円
使用許可に係る焼骨の納骨をした日から 10 年間納骨堂での保管を経て埋葬室に埋蔵する場合	1 体	18 万円
使用許可のあった日から埋葬室に埋蔵する場合	1 体	7 万円

3 前項の減免特例については、津幡町墓地公園条例施行規則(昭和 51 年津幡町規則第 14 号)第 3 条第 2 項第 2 号の規定は、適用しない。

附 則(令和 4 年 12 月 12 日条例第 28 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 7 条及び第 8 条関係)

区分		単位	金額	管理料
津幡町鷹の松墓地公園	A ブロック (3m×4m)	1 区画	90 万円	1 区画につき 年額 1,500 円
	AⅡブロック (3m×4m)	1 区画	100 万円	
	BⅠブロック (2m×3m)	1 区画	40 万円	
	BⅡブロック (2m×3m)	1 区画	45 万円	
	BⅢブロック (2m×3m)	1 区画	50 万円	

	CⅠブロック (2m×2m)	1区画	21万円	
	CⅡブロック (2m×2m)	1区画	23万円	
	CⅢブロック (2m×2m)	1区画	23万円	
	CⅣブロック (2m×2m)	1区画	30万円	
津幡町鷹の松南墓地公園	Dブロック (2m×3m)	1区画	55万円	
	Eブロック (2m×2m)	1区画	33万円	

別表第2(第7条関係)

区分		使用料
墓石供養所	墓地公園を使用する者で、墓石の断面が40cm×40cm以下のもの	1墓につき 15,000円
	上記以外のもの	1墓につき 25,000円

別表第3(第7条及び第17条関係)

区分	単位	使用料
使用許可のあった日から10年間納骨堂での保管を経て埋葬室に埋葬する場合	1体	15万円
使用許可に係る焼骨の納骨をした日から10年間納骨堂での保管を経て埋葬室に埋葬する場合	1体	18万円
10年間納骨堂での保管後、継続して更に10年間保管する場合	1体	8万円
使用許可のあった日から埋葬室に埋葬する場合	1体	7万円

別表第4(第22条関係)

区分	単位	手数料	備考
参拝に伴う骨壺の搬出を依頼する場合	1回	お盆・お彼岸 1千円 上記以外 2千円	お盆(8月13日～16日) お彼岸(春分の日・秋分の日と前後1日の各3日間)

別表第5(第24条関係)

区分	単位	使用料
墓碑名札	1体分	40,000円